

## 配信課題Ⅲ-5(法規)

※禁無断転載・複製

※平成29年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

### 問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 敷地に高低差のある場合は、建築物の「避難階」が複数となることがある。
2. 港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。
3. 住宅に附属する厚さ15cmの塀で、幅員5mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当しない。
4. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「防火性能」という。

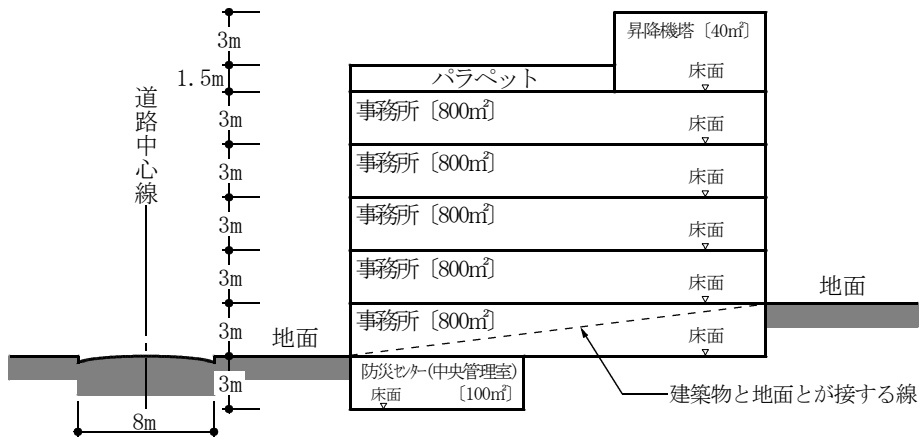
### 問題 2

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積500㎡、高さ8m、地上2階建ての事務所の屋根の過半の修繕
2. 高さ16mの鉄製の旗ざおの築造
3. 木造、延べ面積10㎡、平家建ての倉庫の新築
4. 鉄骨造、延べ面積400㎡、平家建ての事務所の一部の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない床面積100㎡の診療所(患者の収容施設があるもの)への用途変更

問題 3

図のような建築物における延べ面積、建築物の高さ又は階数の算定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物には、住宅又は老人ホーム等、自動車車庫等の用途に供する部分はないものとする。また、エレベーターの昇降路の部分の床面積は75㎡、昇降機塔の屋上部分の水平投影面積は建築面積の $\frac{1}{20}$ とし、最下階の防災センター(中央管理室)の水平投影面積は建築面積の $\frac{1}{8}$ とする。



[ ] 内は各階の床面積を示す。

1. 容積率の算定の基礎となる延べ面積は4,100㎡である。
2. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さは18mである。
3. 階数は6である。
4. 地階を除く階数は4である。

#### 問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造、地上5階建ての共同住宅の増築の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。
2. 建築監視員は、建築基準法令の規定に違反することが明らかな増築の工事中の建築物については、緊急の必要があつて所定の手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該工事の請負人等に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。
3. 建築主は、高さが60mを超える建築物について、特定構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受けなければならない。
4. 建築主は、階数が3以上である鉄筋コンクリート造の共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。

#### 問題 5

建築物の採光に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。

1. 第一種住居地域内において、公園に面する居室の窓の採光補正係数を計算する場合、その窓の直上にある建築物の部分からその部分の面する公園の幅の $\frac{1}{2}$ だけ隣地境界線の外側にある線までを「水平距離」とする。
2. 下宿の宿泊室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、用途地域に関係なく算定する。
3. 開口部の外側に幅90cmの縁側がある場合は、当該開口部は採光に有効な部分を有しないものとみなす。
4. 専修学校の教室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、 $\frac{1}{5}$ 以上としなければならない。

## 問題 6

主要構造部を耐火構造とした延べ面積40,000㎡、高さ120m、地上40階建ての共同住宅において、その各階が、階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、全館避難安全性能を有するものであることについては確かめられていないものとする。

1. 40階の住戸から地上に通ずる廊下及び特別避難階段の階段室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
2. 1階にある床面積200㎡の自動車車庫と床面積20㎡の管理人室とは、耐火構造の床若しくは壁又は所定の性能を有する特定防火設備で区画した。
3. 特別避難階段の付室を非常用エレベーターの乗降ロビーと兼用するものとし、この付室兼乗降ロビーには、バルコニーを設置した。
4. 15階以上の居室から地上に通ずる廊下及び階段に設ける非常用の照明装置は、所定の構造で、直接照明により床面において1ルクス以上の照度を確保することができるものとし、かつ、予備電源を設けたものとした。

## 問題 7

「特殊建築物等の内装」に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しないもの**はどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
2. 延べ面積1,100㎡、地上2階建ての博物館において、2階にある展示室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
3. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
4. 内装制限を受ける地上2階建ての有料老人ホームにおいて、当該用途に供する居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

## 問題 8

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。

1. 主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、所定の技術的基準に適合するものは、準耐火建築物に該当する。
2. 地上2階建ての病院(当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が400㎡で、その部分に患者の収容施設があるもの)に用いられる準耐火構造の柱にあっては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。
3. 建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又は

ガスを発生しないものでなければならない。

4. 準防火地域内における延べ面積1,000㎡、地上2階建ての建築物(2階の部分の床面積の合計が400㎡)で、各階を物品販売業を営む店舗の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

## 問題 9

「火災により想定される状況」と、それによる「被害を抑止するための建築基準法の規定に関連する記述」との組合せとして、**最も不適当な**ものは、次のうちどれか。

	火災により想定される状況	被害を抑止するための建築基準法の規定に関連する記述
1.	火災時に、建築物内にいる人が避難しようとする際、近くに避難経路がなく逃げられない。	建築物の用途等に応じ、居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段までの歩行距離やその歩行経路の重複区間の長さを制限している。
2.	他の建築物の火災による火の粉により延焼する。	外壁について、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない性能を求めている。
3.	火災により建築物が倒壊する。	建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能を求めている。
4.	火災による火熱により仕上げ材から有毒ガスが発生する。	避難階段の階段室の天井及び壁の室内に面する部分などの仕上げを不燃材料とすることを求めている。

## 問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。  
ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 延べ面積 $3,000\text{m}^2$ のホテルにおいて、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積 $150\text{m}^2$ に区画された宴会場には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方 $80\text{cm}$ 以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が $2.5\text{m}^2$ の場合、排煙設備を設置しなくてもよい。
2. 特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域における処理対象人員 $500$ 人の合併処理浄化槽は、原則として、放流水に含まれる大腸菌群数が $3,000\text{個}/\text{cm}^3$ 以下、かつ、通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量の除去率が $70\%$ 以上、合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が $60\text{mg}/\text{l}$ 以下とする性能を有するものでなければならない。
3. かごを主索で吊るエレベーターにあっては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造をエレベーター強度検証法により確かめる場合において、かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないことについて確かめなければならない。
4. 地階を除く階数が $11$ 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。

## 問題 11

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高さが $60\text{m}$ を超える建築物については、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握し、その力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめなければならない。

2. 鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ45mの建築物については、保有水平耐力計算を行う場合、「各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であること」及び「各階の偏心率が、それぞれ $\frac{15}{100}$ を超えないこと」に適合することを確かめなければならない。
3. 鉄筋コンクリート造、高さ15m、延べ面積800㎡の建築物については、許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめることができる。
4. 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期（常時及び積雪時）及び短期（積雪時及び暴風時）の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。

## 問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上に**適合しない**ものはどれか。  
ただし、限界耐力計算（これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。）、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重を、実況に応じて計算して、1㎡につき3,500Nとした。
2. 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分を、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにした。
3. 建築物に作用する荷重及び外力として、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力のほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用した。
4. 延べ面積500㎡の鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である床版の最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔を、短辺方向において20cm以下、長辺方向において30cm以下で、かつ、床版の厚さの3倍以下とした。



### 問題 13

構造耐力の規定に適合していない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 増築をするに当たって、既存の建築物に対する制限の緩和を受ける場合においては、建築確認の申請書に、既存建築物の基準時及びその状況に関する事項を明示した既存不適格調書を添えなければならない。
2. 柱のすべてについて模様替をする場合においては、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しないものであっても、現行の構造耐力の規定が適用される。
3. 基準時における延べ面積が2,000㎡の既存建築物に床面積50㎡の増築をする場合においては、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、既存建築物の部分の構造耐力上の危険性が増大しない構造方法とすれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。
4. 基準時における延べ面積が2,000㎡の既存建築物に床面積1,000㎡の増築をする場合においては、増築後の建築物の構造方法が、耐久性等関係規定に適合し、かつ、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準」に適合するものとすれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。

#### 問題 14

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち所定の区域)内の特定高架道路等の路面下に設ける建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築することができる。
2. 敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの敷地は、道路に2 m以上接しなくてもよい。
3. 特定行政庁が、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認めて建築審査会の同意を得て、壁面線を指定した場合、建築物のひきしは、壁面線を越えて建築してはならない。
4. 工事を施工するために現場に設ける仮設事務所の敷地は、道路に接しなくてもよい。

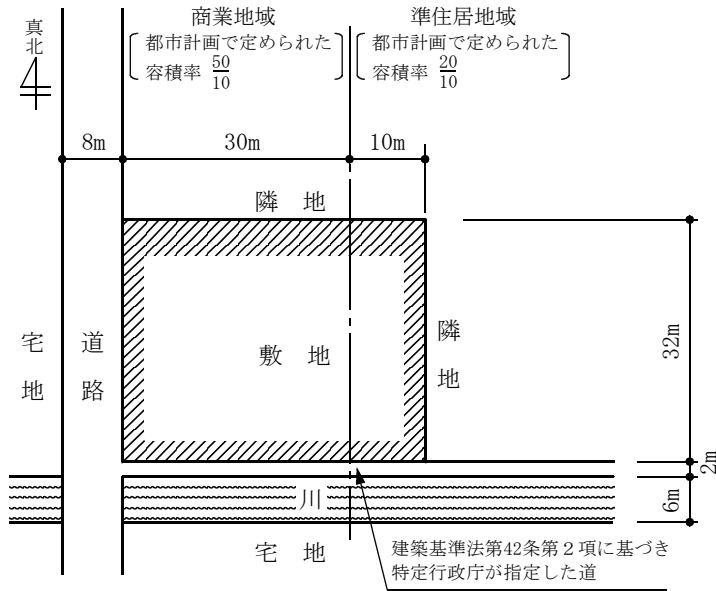
#### 問題 15

建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内において、「延べ面積150㎡、地上2階建ての食堂兼用住宅(居住の用途に供する部分の床面積が100㎡)」は、新築することができる。
2. 第二種中高層住居専用地域内において、「延べ面積2,000㎡、地上2階建ての事務所」は、新築することができる。
3. 近隣商業地域内において、「客席の部分の床面積の合計が600㎡、地上3階建ての映画館」は、新築することができる。
4. 準工業地域内において、「肥料の製造工場」は、新築することができない。

問題 16

図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の延べ面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、建築物の用途は共同住宅とし、地階はないものとする。また、エレベーターの昇降路の部分並びに共用の廊下及び階段の部分の床面積は490㎡であり、建築物内に床面積300㎡の自動車車庫を設けるものとする。なお、特定道路の影響はないものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

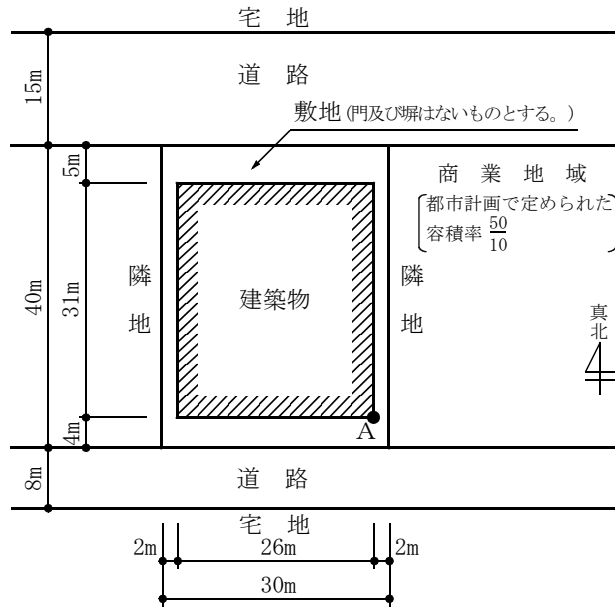


1. 4,800 ㎡
2. 4,920 ㎡
3. 5,710 ㎡
4. 5,890 ㎡

問題 17

図のような敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

1. 18.0 m
2. 24.0 m
3. 28.5 m
4. 34.5 m



## 問題 18

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積1,500㎡、地上3階建ての建築物で各階をテレビスタジオの用途に供するものが「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域のいずれにも指定されていない区域」にわたる場合においては、耐火建築物としなければならない。
2. 準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地下1階、地上3階建ての建築物で各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
3. 防火地域内においては、高さ3mの装飾塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
4. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。

## 問題 19

建築協定、地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定区域内の土地の所有者で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあった日以後いつでも、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによって、当該建築協定に加わることができる。
2. 認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)の過半数の合意をもってその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。
3. 地区整備計画の定められている区域内において、市町村の条例で定めることのできる制限としては、「建築物の階数の最高限度」は含まれない。

4. 再開発等促進区内において、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、「日影による中高層の建築物の高さの制限」は適用しない。

## 問題 20

次の許可等のうち、建築基準法上、**建築審査会の同意を必要としない**ものはどれか。

1. 都市計画においてその敷地の位置が決定していない汚物処理場について、特定行政庁がその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合
2. 高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合しない駅舎について、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可する場合
3. 第二種低層住居専用地域内における自動車車庫の新築について、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可する場合
4. 文化財保護法の規定によって重要文化財として指定された建築物であったものの原形を再現する建築物で、建築基準法の規定に適合しないものについて、特定行政庁がその原形の再現がやむを得ないと認める場合

## 問題 2 1

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 構造設計一級建築士とは、原則として、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う所定の講習の課程を修了し、構造設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士をいう。
2. 構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の対象の範囲は、構造計算適合性判定が必要となる建築物の対象の範囲と同一である。
3. 構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物において、構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合には、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付する必要はない。
4. 設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士は、当該建築物の設計者に含まれる。

## 問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合において、開設者は、管理建築士より技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見が述べられたときは、当該意見の概要を帳簿に記載しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、原則として、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合に限り、一括して他の建築士事務所の開設者に委託することができる。
4. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

## 問題 23

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、「当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類」、「当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類」等の書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
2. 建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合においては、管理建築士は、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。
3. 一級建築士は、二級建築士が設計した延べ面積200㎡、高さ9m、鉄筋コンクリート造、地上2階建の住宅の設計図書の一部を変更しようとする場合、原則として、当該二級建築士の承諾を求めずに、その設計図書の一部を変更することができる。
4. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、「報酬の額及び支払の時期」、「契約の解除に関する事項」、「設計又は工事監理の実施の期間」、「設計又は工事監理の種類、内容及び方法」等の事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。



#### 問題 2 4

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした延べ面積1,300㎡、地上3階建ての劇場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
2. 延べ面積275㎡、地上2階建ての認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として所定の構造を有するもの以外のものには、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
3. カラオケボックスには、延べ面積にかかわらず、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
4. 博物館は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。

#### 問題 2 5

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 保健所は、特別特定建築物に該当する。
2. 所管行政庁は、認定建築主等が計画の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3. 所管行政庁は、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項等について必要な指導及び助言をすることができる。
4. 浴室は、建築物特定施設に該当しない。

## 問題 26

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 開発許可を受けた区域内の土地においては、予定される建築物の建築に関する確認済証の交付を受けた場合には、開発行為に関する工事と予定される建築物の建築工事を同時に行うことができる。
2. 地方公共団体は、条例で、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。
3. 市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないとされているが、地区計画は定めることができる。
4. 市町村長は、地区計画による地区整備計画が定められている区域内において、建築等の届出に係る行為が当該地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

## 問題 27

次の記述のうち、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物集合地域通過道路等に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、所定の期限までに耐震改修を行わなければならない。
2. 床面積の合計が3,000㎡、地上3階建ての賃貸住宅(共同住宅に限る。)で既存耐震不適格建築物(要安全確認計画記載建築物でないもの)の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
3. 要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
4. 床面積の合計が800㎡、地上2階建ての病院で既存耐震不適格建築物(要安全確認計画記載建築物でないもの)の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

## 問題 28

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 非常災害があった場合において、その発生した区域等で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は国等が災害救助のために建築するもので、その災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法及び建築士法の規定は、適用しない。
2. 「建築基準法」に基づき、災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築確認の申請は不要であるが、工事完了後3月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。

3. 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特定行政庁は、特定非常災害である場合において、応急仮設住宅を存続させる必要があり、所定の要件を満たすときは、建築基準法による2年以内の許可について、更に1年を超えない範囲内で許可の期間を延長することができる。
4. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特別警戒区域内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

## 問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築基準法」上、構造計算において、竜巻を考慮した風圧力に対し構造耐力上安全であることを確かめることは求められていない。
2. 「建築基準法」上、乗用エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の設置に際しては、安全装置として、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に自動的にかごを制止する装置を設けなければならない。
3. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、不特定かつ多数の者が利用する一定の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、所管行政庁から、耐震診断について必要な指示を受けることがある。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、既存の建築物で不特定かつ多数の者が利用する建築物の所有者は、階段のけあげ及び踏面を所定の基準に適合する寸法とするよう努めなければならない。

### 問題 30

下記の事例は、最高裁判所の判例(平成15年11月14日判決)における建築士の設計及び工事監理に関する損害賠償請求事件の概要の一部を示すものである。この事件の判決において示された判断に**該当しない**ものは、次のうちどれか。

#### 事例

B社は、建売住宅を建築し、販売することを計画し、C社(代表者は一級建築士A)に対し、本件建物(一級建築士又は二級建築士による設計及び工事監理が必要とされるもの)の建築確認申請に用いるための設計図書の作成を依頼するとともに、建築確認申請手続の代行を委託した。Aは、上記設計図書を作成し、建築確認申請を行い、その際、Aは、B社の要請に応じて、建築確認申請書の工事監理者欄に一級建築士の肩書と自己の氏名を記載した。当時、C社とB社との間には、工事監理契約が締結されておらず、将来、締結されるか否かも未定であった。Aは、B社の従業員の中の有資格者が工事監理をするであろうと考え、B社に工事監理者の変更の届出をさせる等の措置を何ら執ることなく、放置した。B社は、建築主兼施工者として本件建物の建築工事を行ったが、その際、建築確認を受けるために用いた設計図書を使用せず、これとは異なる施工図面に基づき、しかも、実質上、工事監理者がいない状態で建築工事を実施した。その結果、本件建物は、建築基準法が要求する構造耐力を有しないなど、重大な瑕疵のある建築物となった。

本件は、本件建物の購入者が、C社に損害賠償を求めた事例である。

1. 建築士は、その業務を行うに当たり、建築士法及び建築基準法の各規定による規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務がある。
2. 建築士は、故意又は過失により建築士法及び建築基準法の各規定の実効性を失わせるような行為をした場合には、その行為により損害を被った建築物の購入者に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うものと解するのが相当である。
3. Aは、建築確認申請書に工事監理を行う旨の実体に沿わない記載をしたのであるから、自己が工事監理を行わないことが明確になった段階で、建築基準関係規定に違反した工事が行われないようにするため、本件建

物の建築工事が着手されるまでに、B社に工事監理者の変更の届出をさせる等の適切な措置を執るべき法的義務がある。

4. C社とB社との間では本件建物の建築工事についての工事監理契約を締結していなかったため、本件建物に係る建築確認申請書にAを工事監理者とする旨の記載をしたからといって、これによりC社が不法行為に基づく損害賠償責任を負うことはない。